

## 財団概要

名称

公益財団法人 三菱UFJ技術育成財団

英文名称

Mitsubishi UFJ Technology Development Foundation

略称

MU-TECH

事務局

〒105-0014 東京都港区芝2丁目4番3号  
三菱UFJ銀行芝ビル  
TEL.(03)5730-0338(代)

事業

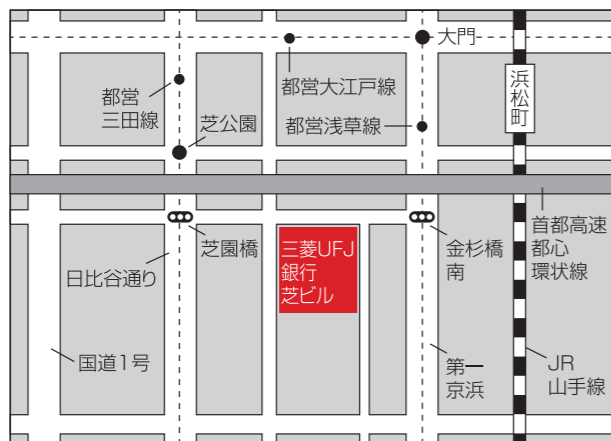
技術指向型の中小企業に対する以下の事業

1. 新技術、新製品等の研究開発に対する助成金の交付
2. 当財団の助成金交付または債務保証を受けた企業の技術、経営に資するための株式保有
3. 講演会・セミナー、研究会等の開催
4. 情報提供、経営相談
5. 新技術、新製品等の研究開発を行うための資金借入れに対する債務保証\*

\*債務保証の新規案件の受付は、中断しております。

お問い合わせ先

〒105-0014 東京都港区芝2丁目4番3号  
三菱UFJ銀行芝ビル  
TEL.(03)5730-0338(代) FAX.(03)5232-0518  
<https://www.mutech.or.jp>  
E-mail:info@mutech.or.jp



# 公益財団法人 三菱UFJ技術育成財団

MU-TECH

# 財団設立の経緯と事業の概要

## 財団設立の経緯

公益財団法人 三菱UFJ技術育成財団(MU-TECH)は、三菱UFJ銀行の母体のひとつである旧三和銀行の創立50周年事業の一環として、1983年に通商産業省(当時)の認可により、財団法人 三和ベンチャー育成基金として設立されました。民間系のベンチャー企業支援財団としては、わが国最初の財団法人です。母体行の合併により、2002年に財団法人 UFJベンチャー育成基金、2007年に財団法人 三菱UFJ技術育成財団へと財団名を変更し、2012年に公益財団法人に移行いたしました。

## 事業の概要

当財団は、①研究開発助成金の交付、②助成金交付または債務保証の実績がある企業の株式保有、③ベンチャー企業等への情報提供、経営相談、講演会・セミナー、研究会等の開催、④研究開発資金の金融機関借入れに対する無担保の債務保証(新規案件の受付は中断しております)を行い、技術指向型中小企業の総合的育成を図ることにより、わが国経済の一層の発展に寄与することを目的としています。

設立以来、技術指向型の中小企業に対して研究開発助成金の交付、債務保証を中心とした支援を行い、また、株式保有の事業も行っております。2018年には研究開発助成金の累計交付金額が10億円の大台を突破し、「歴史と実績のあるベンチャー企業支援機関」として、各方面から高い評価と信頼を得ています。

## 研究開発助成金事業

技術指向型の中小企業の新技術・新製品等の研究開発に対する助成金の交付事業を行います。

### ■ 応募資格者

原則として設立後もしくは創業後または新規事業進出後5年以内の中小企業(大企業や上場企業の子会社・関連会社を除く)または個人事業者で、優れた新技術・新製品等を自ら開発し、事業化しようとする具体的計画を持っている者。

### ■ 助成対象プロジェクト

現在の技術から見て新規性があるプロジェクトで、以下のいずれかに該当し、原則として2年以内に事業化の可能性のあるもの(他の助成金制度との併願も可能)。

- (1)産業経済の健全な発展と国民生活の向上に資すると認められる新技術・新製品及び関連する設備・部品・原材料等の開発に関するもの。
- (2)(1)に準ずるもの。

### ■ 助成金の使途

研究開発のために必要な調査研究費、設計費、設備費、試験費、試作費等です。

### ■ 助成金額

次のいずれか少ない方の金額(返還の義務はありません)。

- 1プロジェクトにつき300万円以内。
- 研究開発対象費用の2分の1以下。

### ■ 助成金を受ける者の義務

プロジェクトの進捗状況や助成金の費消状況の定期報告等をお願いします(詳細は応募要項をご覧ください)。

### ■ 審査

● 専門家・学識者等で構成する当財団の審査委員会にて厳正かつ公平なる選考を行います。

[選考基準] プロジェクトについて次の要件を総合的に審査して選考いたします。

- ①新規性
- ②市場性
- ③実現可能性
- ④経済・社会への貢献内容 など

### ■ 応募方法

各年度の応募要項をご覧ください。

#### ご利用者のメリット

助成金は助成決定後、前払いします。助成金の交付決定のニュースは、新聞等でも報道されており、対象プロジェクトや企業のステータスの向上に繋がります。

## 株式保有事業

当財団支援企業の新技術・新製品等の開発および事業化による成長を支援するために株式を保有いたします。

### ■ 対象企業

当財団の助成金交付または債務保証を受けた中小企業のうち、当財団の助成金交付または債務保証を受けた際のプロジェクトによる新技術・新製品等の開発および事業化が実施され、成長が見込まれる企業。

### ■ 使途

- 事業化・事業拡大等に伴う資金

### ■ 保有金額

- 1社につき500万円以内
- ただし、対象企業の議決権の2分の1を超えない金額

### ■ 審査

● 専門家・学識者等で構成する当財団の審査委員会にて厳正かつ公平なる選考を行います。

[選考基準] 次の要件を総合的に審査して選考いたします。

- ①企業内容
- ②助成金交付または債務保証の対象プロジェクトの進捗状況
- ③事業計画の妥当性
- ④資金使途 など

### ■ 応募方法

- 応募は随時受け付けます。

#### ご利用者のメリット

助成金交付または債務保証に加えて、当財団が株主となることで対外的信用力の向上に繋がります。

## 債務保証事業

技術指向型の中小企業の新技術・新製品等の研究開発のための資金借入れに対する債務保証事業を行います。

新規案件の受付は中断しております。

## 賛助会員

広く賛助会員を募っています。当財団の趣旨にご賛同いただける数多くの企業のご入会をお待ちしています。

### ■ 入会資格

当財団の趣旨に賛同し、技術指向型中小企業の育成に深い理解と関心を有する企業。

### ■ 活動内容

- 講演会・セミナー
- 研究会
- 情報提供

### ■ 会費

入会金:10万円 年会費:12万円

#### ご入会後のメリット

賛助会員企業にとりましては、将来有望なベンチャー企業との接点を持つことができます。ベンチャー企業との講演会・セミナーや研究会も定期的に行っています。